

個別約款（プラス割料金あんしんダブル料
金契約）

2022年10月1日

びわ湖ブルーエナジー株式会社

目 次

1. 用語の定義	1
2. 適用条件	1
3. 料 金	1
4. 割引制度	1
5. 精 算	1
6. その他	2
付則	3
(別 表)	4

1. 用語の定義

- (1) 「プラス割料金あんしんダブル料金契約」とは、基本約款及び本個別約款に基づきお客さまと当社との間で締結する需給契約をいいます。
- (2) 「電気セット割引」とは、プラス割料金あんしんダブル料金契約を締結したお客さまが、プラス割料金あんしんダブル料金契約の需要場所において大阪ガス株式会社との間で電気の需給契約を締結し、その供給を受けている場合に適用対象となる割引をいいます。
- (3) 「付帯サービス」とは、「プラス割料金あんしんダブル料金契約」に基づき、当社が、お客さまに対して、ガス供給に合わせて提供する本個別約款6. に定めるサービスをいいます。

2. 適用条件

本個別約款は、お客さまが基本約款の定めに従い、プラス割料金あんしんダブル料金契約の申し込みをしていただき、当社が申し込みを承諾した場合に、適用いたします。

3. 料 金

当社は、別表1の料金表（各料金表の基本料金及び基準単位数料金（基本約款19の規定により調整単位数料金を算定した場合は、調整単位数料金））を適用してガス供給にかかる料金を算定した額（以下「ガス供給相当額」といいます。）に、別表2の付帯サービス料金を加えた額を、各料金算定期間における料金といたします。ただし、付帯サービス料金は基本約款に基づく日割計算の対象外とします。なお、料金表の各料金は、消費税等相当額を含みます。

4. 割引制度

- (1) 本個別約款を適用されているお客さまで、同一の需要場所で大阪ガス株式会社との間で電気の需給契約を締結し、その供給を受けているお客さまは、ご希望により、電気セット割引の適用を受けることができます。この場合、別表1の料金表に従い算定する額から1か月につき以下に定める割引額を差し引いたものをガス供給相当額といたします。ただし、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は割引の適用は行いません。

〔割引額〕

ア 電気セット割引

割引額＝別表1の料金表に従い算定する額

×3パーセント（1円未満の端数切り上げ）

(2) 割引額（消費税等相当額を含んだ金額をいいます。以下、同じ。）の上限は、1 契約 1 か月につき 4, 4 0 0 円とします。割引額が 4, 4 0 0 円を上回る場合は、4, 4 0 0 円といたします。

(3) 割引制度の適用を希望されるお客さまは、当社に申し込んでいただきます。

5. 精算

お客さまは、大阪ガス株式会社との電気の需給契約終了後もプラス割料金あんしんダブル料金契約を継続される場合、すみやかに当社に通知していただきます。この場合、電気セット割引の適用は、当社が通知を受けた直後の検針日までといたします。なお、電気の需給契約終了後最初の検針日の翌日以降も電気セット割引が適用されていた場合、電気セット割引の適用は電気の需給契約の終了が明らかになった直後の検針日までとするとともに、適用終了後の期間について、適用すべき条件に基づいて算定したプラス割料金あんしんダブル料金契約の遅収料金と既に料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

6. 付帯サービス

当社は、お客さまに対して、ガス供給と合わせて、以下の付帯サービスを提供いたします。

① ガス警報器の設置サービス

お客さまは、需給契約の期間中、当社の指定するガス警報器の中からお客さまに希望される機種のご利用いただけます。また、需給契約の期間中に、有効期限をむかえるガス警報器については、お客さまの立会いのもと有効期限内のガス警報器に交換いたします。なお、ガス警報器は、需給契約に基づく需要場所に設置いたします。サービス内容等は、別表 4 のとおりといたします。

② 駆けつけサービス

当社は、需給契約に基づく需給場所のうち住宅におけるガス機器修理の一次対応費用を無料で行います。サービスのご提供にあたり、作業内容を委託する場合があります。サービス内容等は、別表 5 のとおりといたします。

7. 契約種別の変更

(1) 本個別契約に基づく需給契約から、付帯サービスが付帯しない別の需給契約に契約種別を変更する場合、基本約款 16 の規定にかかわらず、お客さまからの契約種別変更の申込書を当社が受領した日が月初から 20 日までの場合は翌月の定例検針日を、21 日から月末までの場合は翌々月の定例検針日を変更日とし、変更後の契約種別の料金適用開始日は、変更日の翌日といたします。

- (2) 本個別契約に基づく需給契約の料金適用開始日が属する月から2年以内の月に、上記の契約種別変更の申込みがあった場合、当社は、別表3に定める精算手数料を申し受けます。

8. 需給契約の解約

- (1) お客さまは、基本約款9.に基づき、あらかじめ当社または当社の指定店に通知することにより需給契約を解約することができます。また、お客さまが基本約款9.または別表4(9)にかかげる事由に該当する場合には、当社から需給契約を解約することがあります。
- (2) 本個別契約に基づく需給契約の料金適用開始日が属する月から2年以内の月に、需給契約が解約となる場合、当社は、別表3に定める精算手数料を申し受けます。ただし、転宅や閉栓により需給契約を締結する需要場所でのガスの供給を終了する場合を除きます。

9. その他

その他の事項については、基本約款を適用いたします。

付則

1. 本個別約款の実施期日

本個別約款は、2022年10月1日から実施いたします。

(別表1)

料金表

(1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が20立方メートルを超え、50立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が50立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 使用量が100立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E 使用量が200立方メートルを超え、500立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表F 使用量が500立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表

① 料金表A

ア 基本料金

ガスメーター1個につき1か月	1,103.19円
----------------	-----------

イ 基準単位料金

1立方メートルにつき	139.51円
------------	---------

② 料金表B

ア 基本料金

ガスメーター1個につき1か月	1,106.86円
----------------	-----------

イ 基準単位料金

1立方メートルにつき	139.33円
------------	---------

③ 料金表C

ア 基本料金

ガスメーター1個につき1か月	1,147.60円
----------------	-----------

イ 基準単位料金

1立方メートルにつき	138.51円
------------	---------

④ 料金表D

ア 基本料金

ガスメーター1個につき1か月	1,258.62円
----------------	-----------

イ 基準単位料金

1立方メートルにつき	137.40円
------------	---------

⑤ 料金表E

ア 基本料金

ガスメーター1個につき1か月	1,908.43円
----------------	-----------

イ 基準単位料金

1立方メートルにつき	134.15円
------------	---------

⑥ 料金表F

ア 基本料金

ガスメーター1個につき1か月	2,977.88円
----------------	-----------

イ 基準単位料金

1立方メートルにつき	132.02円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金(基準単位料金に毎月変動する平均原料価格で調整した料金)といたします。

(別表2)

付帯サービス料金

(1) 料金表

① 電源式警報器を設置する場合

ア ガスCO火災警報器(大阪ガス製型番:101-0207、101-0208、101-0503、101-0506)

ガスメーター1個につき1か月	367円
----------------	------

イ ガスCO警報器（大阪ガス製型番：101-0105、101-0106）

ガスメーター1個につき1か月	314円
----------------	------

② 電池式警報器を設置する場合

ア ガスCO火災警報器（大阪ガス製型番：101-0703、101-0803）

ガスメーター1個につき1か月	393円
----------------	------

イ ガスCO警報器（大阪ガス製型番：101-0601）

ガスメーター1個につき1か月	357円
----------------	------

（別表3）

精算手数料

本個別約款に基づく需給契約の変更または解約があった場合において、個別約款7. または8. の定めにより当社が申し受ける精算手数料は以下のとおりです。

料金適用開始月から2年以内の場合	3,520円
------------------	--------

（別表4）

ガス警報器の設置サービス

- （1） 当社は、本個別約款に基づく需給契約の成立後、料金適用開始日までにガス警報器を設置いたします。
- （2） ガス警報器の設置については需給契約に基づく需要場所につき、1台に限り設置できるものといたします。
- （3） 需給契約の期間中、設置したガス警報器が正しく動作しない場合は、無償で修理交換いたします。ただし、メーカー保証書記載の免責事項に該当する場合は、この限りではなく、警報器の作動等に関する当社のお客さまに対する責任は、メーカー保証書の範囲に限定されるものといたします。
- （4） ガス警報器の有効期限は、メーカー保証書またはガス警報器本体に記載のとおりとします。
- （5） 需給契約の期間中に有効期限をむかえるガス警報器については、お客さまの立会いのもと有効期限内のガス警報器に交換いたします。
- （6） ガス警報器の設置位置をご自分で変更することは絶対におやめください。設置位

置変更をご希望される場合は、当社までご連絡ください。この場合有料で位置を変更いたします。

- (7) 設置するガス警報器は当社に所有権があります。従って第三者への譲渡、転貸など、当社の所有権を害するおそれのある行為はお断りします。
- (8) 第三者の強制執行、仮処分等当社の所有権が害されるおそれがある場合には、直ちに当社に連絡するとともに、ガス警報器は当社の所有物であることを主張して第三者の行為を排除していただきます。
- (9) 需給契約の期間中に、お客さまに次の1つにでも該当する事由が生じたときは、当社は需給契約を解約させていただく場合があります。
 - ① ガス警報器を滅失・毀損し、もしくは紛失したとき。
 - ② 上記(6)～(8)までの定めに違反したとき。
 - ③ 設置するガス警報器の電源方式または検知機能の変更にともないガス警報器の交換を実施したとき。
- (10) お客さまの転宅等により需給契約が解約となった場合、ガス警報器は原則として当社にて回収させていただくこととし、お客さまは回収に協力するものとします。なお、お客さまのご承諾を得た上で、回収を行わない場合があります。
- (11) 当社は、本サービスに関する業務を円滑に進めるため、当社の業務代行店等に業務を委託することができるものとします。

(別表5)

駆けつけサービス

- (1) 本サービスのご利用開始時期は、本個別約款に基づく需給契約の締結またはガス警報器設置時に、一次駆けつけサービス券をお渡しした日からとし、その日以降、本サービスをご利用いただけます。
- (2) 本サービスのご利用終了時期は、需給契約が解約となった日までといたします。
- (3) 当社は、需給契約に基づく需給場所のうちお客さまの住宅における給湯器・コンロ等ガス機器の修理にかかる一次対応費用を無料で行います。ただし、その住宅が賃貸住宅の場合は、お客さまの持ち物のみを本サービスの対象とします。
- (4) 本サービスで無料となる一次対応費用は、基本料(出張費+故障診断料)・修理費見積り手数料・簡易手直し作業料とします。それぞれの定義および簡易手直し作業の範囲は次のとおりとします。

<一次対応の対象範囲について>

出張費	車両等でお客さま宅に訪問する費用
故障診断料	不具合事象を特定するための費用
修理費見積り手数料	修理実施時の費用見積り手数料

簡易手直し作業料	各種機器の簡易手直し費用 ※下表のとおり
----------	----------------------

<簡易手直し作業の範囲について>

給湯器修理	使用説明および外観接続部の締め直しのみ
コンロ修理	使用説明および電池交換作業（電池代は別途有料） バーナートップの位置直し
その他ガス機器修理	使用説明および外観接続部の締め直しのみ

- (5) 本サービスにおいて故障の修理等の対応を完了した後に、当該対応を希望された原因事象の再発等の合理的な理由がないにもかかわらず、再度、同サービスの提供を依頼される場合など、当社および当社の委託事業者が対応できないと判断するものについては、本サービスの提供をお断りする場合があります。
- (6) 本サービスの提供時にお客さまのご要望に応じて、当社または当社の委託事業者より機器・設備の交換をご提案させていただく場合があります。
- (7) 地域、時間帯、作業内容（サービス実施店舗が対応できないと判断した場合等）によっては、お客さまの承諾を得た上で、当社または当社の委託事業者以外の提携事業者またはメーカーを手配する場合があります。その際の一次対応費用は有料となります。
- (8) 本サービスの対応時間は、訪問約束時刻が以下に規定する時間内の出勤分とします。規定時間外の対応は本サービスの対象外となり、一次対応についても有料となります。
平日（月～土）：9時～17時
- (9) 一次対応希望の連絡は、ご契約時にお客さまにお渡しする一次駆けつけサービス券に記載の電話番号へ下記の受付時間内に連絡いただくものとします。
平日（月～土）：9時～19時 日・祝日：9時～17時